

# おぎの司法書士だより

2011.08

VOL14

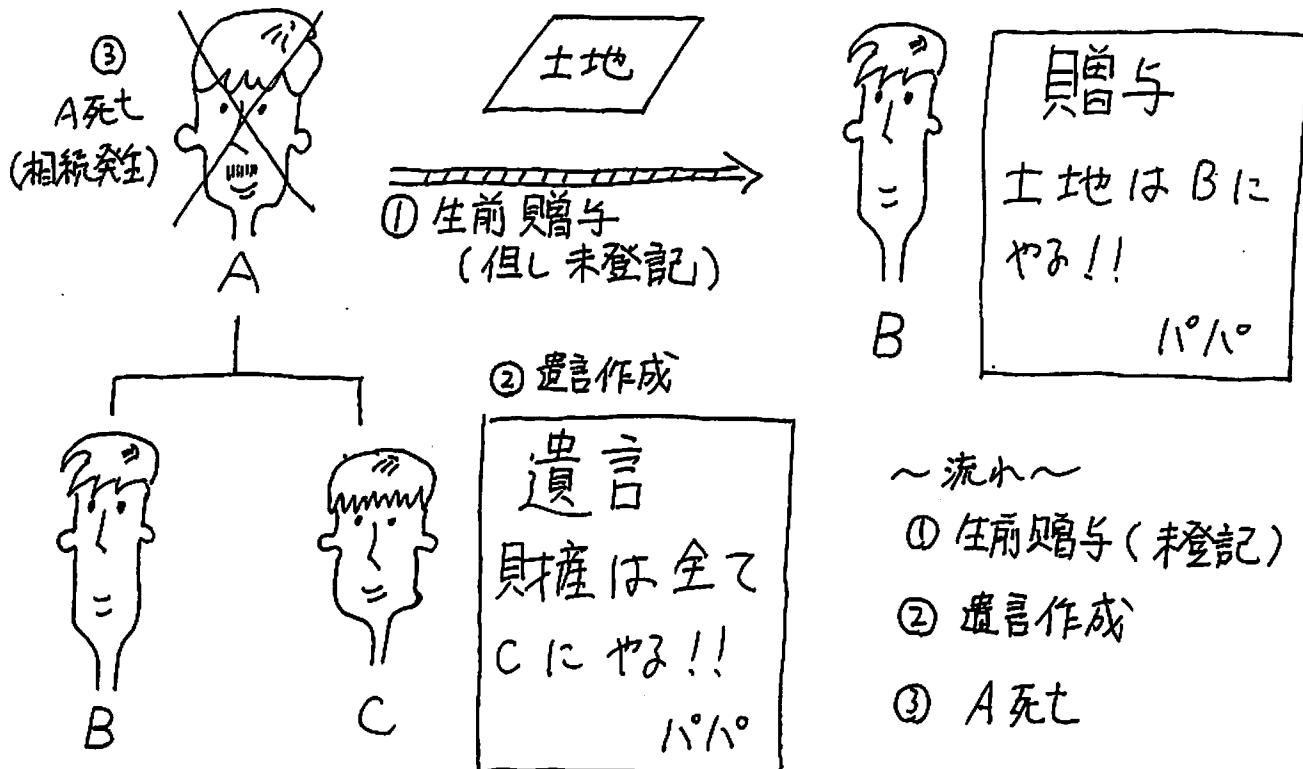
～～そりや、私もでも迷いますって！！～～

さて、一応試験に合格して仕事をしている我々ですが、試験では正解しても実際は判断に迷うこともあるわけです。今回はそんな事例をご紹介しておきます。

## <贈与と相続>

ある方（Aさん）がお亡くなりになり、相続人が子供のお二人（BさんとCさん）です。Aさんは生前にBさんに財産の一部である土地を贈与していました。契約書もあります。しかし、諸般の事情で所有権移転登記をしていません。

その後、Aさんは遺言を残しています。「私の相続財産は全て息子のCに相続させる」という内容です。ん？贈与したはずの土地も所有権移転の登記をしていないので、登記名義は死亡したAさんのままです。じゃ、贈与したはずの土地も相続財産？さて、登記をしていない贈与と今回の遺言での相続はどちらに軍配があがるのでしょうか？



Bさんの言い分

「土地は生前に親父 A  
からもら、て ます」



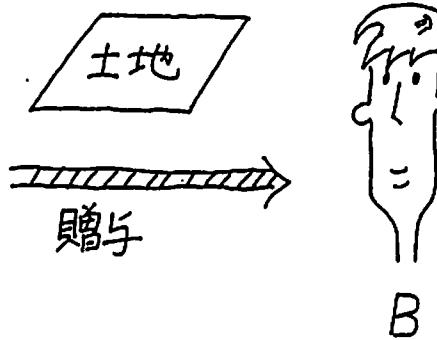
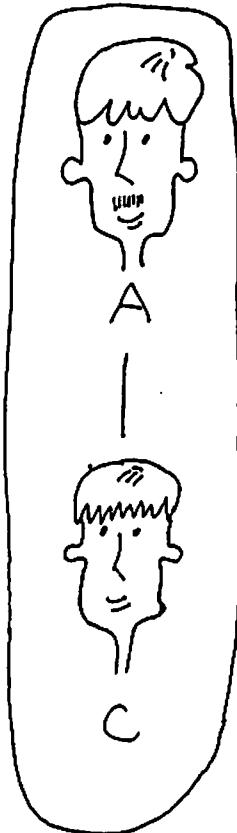
Cさんの言い分

「いや、登記をいえり上  
相続財産のはず。  
だからそれが相続のみ」

では、ウラ面で解説を…

## <解説>

結論から言えば、今回はBさんに軍配が上がりそうです。  
では解説してみます。当事者間では所有権は意思表示があったときに移転します。今回、贈与によるBさんへの所有権移転は、今回の当事者間、つまりAB間では贈与契約があった瞬間に発生しています。ただし、それを第三者に主張したいなら登記が必要です。では、相続の発生によって全ての財産を承継したCさんは第三者になるのかといえば、相続人であるCさんは第三者にはなりません。よって今回のケースでは登記をしていないが贈与の方が勝ちます。ということになります。なぜかと言えば、相続が発生したということは、Aさんが生前に負っていた権利義務の全てを承継するということですから、今回の相続でAさんイコールCさん（同一人物になった）ということになり、Cさんはむしろ、Aさんの代わりにBさんへの所有権移転登記に協力しなければならない人間であるということです。



～今回のポイントとアドバイス～

- ・相続は亡くなれた方の権利と義務をすべて引き継ぐ

◎ 今回ののようなトラブルを防ぐためにも。

登記はお早目に！

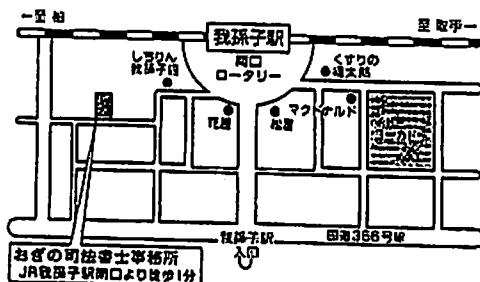
※いかがでしょうか？ 実際の事例を出されるとなかなか・・・難しいですね。

お問い合わせはお気軽に電話ください。

不動産登記(相続、売買)、高級登記(設立、役員変更)  
おぎの司法書士事務所

司法書士 荻野 裕也

〒270-1151  
我孫子市本町1-2-10  
ハイシティ我孫子101  
TEL 04-7179-5340  
FAX 04-7179-5341



<http://www.ogino-shiho.com/>